

横浜市駐車場条例の一部改正を全面施行しました。

横浜市では、令和 8 年 2 月に横浜市駐車場条例（以下「条例」という。）を一部改正し、「附置義務の適用規模の緩和」など一部の規定については同年 4 月に施行しています。

このたび、未施行の規定について、具体的な基準等を定めた規則等（条例施行規則及び条例取扱基準）を改正し、令和 8 年 9 月 1 日より全面施行しました。

1 令和 8 年 2 月条例改正の主な内容

- (1) 附置義務の適用規模の緩和
- (2) 事務所など一部建物用途の附置義務対象からの除外
- (3) 附置義務台数の算定基準（原単位）の緩和
- (4) 隔地の特例の適用距離などの条件の緩和
- (5) 利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例の追加

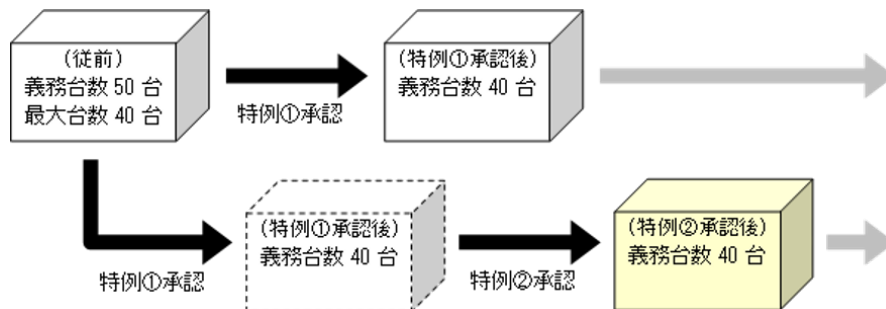
左記(1)～(5)の緩和
は既設の建築物(駐
車場)にも適用可能

2 施行期日（適用開始日）

上記 1 (1)～(3)：令和 8 年 4 月 1 日

上記 1 (4)～(5)：令和 8 年 9 月 1 日

令和 8 年 9 月 1 日以降は、建築物の新築において、隔地の特例が受けやすくなります。また、既に附置義務駐車施設等を設けている建築物において、利用実態の調査結果を踏まえて附置義務台数を減少させることができる（建替にも継承できる）ようになります。



特例①：既設建築物において駐車施設等の利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例

特例②：特例①の承認内容（附置義務台数の緩和）を建替において適用（継承）する特例

＜利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例のイメージ＞

なお、あわせて、手続きに係る様式を全面的に見直しましたので、今後は、新しい様式によりお手続きをお願いします。また、条例第 12 条の 2 に基づく定期報告書の提出時期も明確化しましたので、対象の方は、期日（初回は建築工事の完了日）までに御提出いただきますようお願いします。

※詳しくは、本市ウェブページ「横浜市駐車場条例の概要・手続について」をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>



【お問合せ先】

道路・交通政策局交通政策部交通政策課 駐車場担当 Tel 045-671-3853